

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長崎アイバンク（以下「この法人」という）定款第36条第2項による賛助会員に関する必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 この法人の賛助会員は、この法人の趣旨及び目的に賛同する個人及び団体の2種とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は以下のとおりとする。

- (1) 個人（年額1口）1,000円
- (2) 団体（年額1口）5,000円

(入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の申込書をこの法人に提出しなければならない。

(賛助会費の納入)

第5条 賛助会員となるものは、指定の口座に会費を振り込むものとする。

(賛助会費の用途)

第6条 前条の賛助会費は、その50%以上を公益目的事業に、他は管理費等に使用するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員の退会は、次の事由によるものとする。

- (1) この法人に対して退会の届出を提出したとき
- (2) 団体会員が解散・廃業したとき、個人会員が逝去したとき
- (3) 所定の賛助会費を1年間滞納したとき

2 賛助会員が退会した場合において、既納の会費は返還しないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 この規程は、平成30年6月26日から施行する。